

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和4年5月2日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 二級河川小本川水系小本川改修工事（市街地工区及び門上流工区）及びこれに伴う町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 土地登記簿 の地積 | 実測地積 | 収用しようとする 土地の面積 | 実地の状況 | 備考 |
|---------------------|------|----|--------------|---------|-------------------|-------|--------------|
| 岩手県下閉伊郡岩 泉町岩泉字向町 | 60番3 | 畑 | 104㎡ | 104.17㎡ | 104.17㎡ | 雑種地 | 別図に赤色で表示する部分 |

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年4月19日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。